

ID: 171

担当部署: 地域整備課

処分の概要	入居の決定
例規名 根拠条項	大河原町営住宅条例 第8条第2項
例規番号	平成9年条例第20号
<p>【基準】</p> <p>第6条から第10条まで、大河原町営住宅条例施行規則第3条及び第4条の規定による。</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 町営住宅に入居することができる者は、法第23条各号に掲げる条件を具備するほか、次に掲げる条件を具備する者とする。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。ただし、その者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>(2) 法第23条第1号イ及びロに規定する条例で定める金額は、それぞれア又はイに定める金額とする。</p> <p>ア 法第23条第1号イに掲げる場合 21万4千円(次項第4号に該当する場合において当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8千円)</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合 15万8千円</p> <p>(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。</p> <p>2 法第23条第1号イに規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 入居者又は同居者に次条第3項第2号から第4号又は第6号、第7号に該当する者がある場合</p> <p>(2) 入居者が60歳以上の者若しくは同居者のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合</p> <p>(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</p> <p>(4) 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の町営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>2 前条第2項第4号に掲げる町営住宅に入居することができる者は、同条第1項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前条第1項第1号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができ</p>	

ず、又は受けることが困難であると認められる者については、この限りでない。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度であるもの
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障害 療育手帳交付規則(平成12年宮城県規則第102号)に基づく療育手帳の交付を受けている者で、その程度が「A」又は「B」に該当する程度
- (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその傷害の程度が、恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- (9) 法第24条第1項の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされたもの
- (10) 法第24条第2項に規定する条件を具備する者
- (11) 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされたもの
- (12) 東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第20条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされたもの
- (13) 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされたもの

4 町長は、入居の申込みをした者が前項第1号から第8号までに規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要

な事項について調査させることができる。

(入居の申込及び決定)

第8条 前第2条に規定する入居者資格のある者で、町営住宅に入居しようとする者は、町長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者を町営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。

3 町長は、借上げに係る町営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該町営住宅の借上げの期間の満了時に、当該町営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考)

第9条 入居の申込みをした者の数が、入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号の1に該当する者のうちから行う。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者、又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から、衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

(4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。)

(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者、又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者

(6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 町長は、前項各号に規定する者について、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

3 前項の場合において、住宅の困窮順位の判定がしがたい者については、公開抽選により入居者を決定する。

4 第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、町長が別に定める。

5 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で、町長が定める要件を備えている者及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割り当てをした町営住宅に、優先的に選考して入居させることができる。

(入居補欠者)

第10条 町長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 町長は、入居決定者が町営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

(入居者の判定基準)

第3条 条例第9条第4項に規定する住宅困窮度の判定基準は、次の表に掲げるところによる。

判定順位	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
判定要素				
現住所の種別	非住宅	間借り	同居	借家
現住所の建物の	建物の構造上又	バラック建て又	建物の破損程度	建物の破損程度

老朽及び危険状況	は老朽程度が著しく、特に保安上危険と認められること	は著しく、保安上危険の恐れがあること	が特に著しいこと	が普通以上であること
現住所の環境及び衛生状況	採光、通風が特に不良で病気の発生が予想されるもの、便所、台所、給排水施設が遠距離にあって不便なこと	採光、通風が特に不良で病気の発生が予想されるもの、便所、台所、給排水施設が特に不便なこと	採光、通風が不良であるもの、便所、台所、給排水施設が不便なこと	採光、通風が不良であるもの、便所、台所が共用であること
現住所の居住密度の状況(1人当の畳数)	1.0畳未満	1.0畳以上1.5畳未満	1.5畳以上2.0畳未満	2.0畳以上2.5畳未満
家族の別居の有無及びその状況	夫婦別居	親子別居	兄弟姉妹別居	その他の親族
立退き要求の有無及びその状況	法令等に基づいて強制立退き要求をうけていること	退職等に基づく官公社宅等の立退き要求又は家主が自己の使用に供するための立退き要求が強硬で精神的苦痛が大きいこと	家主が自己の家族等の使用に供するための立退き要求が強硬であること	要求が通例一般的なこと。
現住所からの通勤状況	2.5時間以上	2.0時間以上2.5時間未満	1.5時間以上2.0時間未満	1.0時間以上1.5時間未満
現住所の家賃の収入に占める割合	25.0%以上	22.5%以上 25.0%未満	20.0%以上 22.5%未満	16.6%以上 20.0%未満

2 前項の総合判定は、町長が実情を審査して決定する。

(優先入居の要件等)

第4条 条例第9条第5項の町長が定める要件を備えている老人は、満60歳以上で次の各号の一に該当する同居の親族で構成する世帯の世帯主である者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 18歳未満の児童
- (3) 重度又は中度の身体障害者若しくは精神薄弱者等の精神的欠陥を有する者
- (4) おおむね60歳以上の者

2 条例第9条第5項の規定する町長が定める要件を備えている身体障害者は、一般障害者にあつては身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の4級以上の障害が

ある者とし、戦傷病者にあつては恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の3の障害がある者で世帯主である者とする。

- 3 条例第9条第5項の規定する町長が定める基準の収入を有する低額所得者は、収入の月額が生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)の別表第1第1章の基準生活費、別表第2の教育扶助基準額、別表第3の住宅扶助基準額及び生活保護法の施行に関する件(昭和25年厚生省発令第46号)の業種別基礎控除額の合計額以下の収入を有する世帯の世帯主である者とする。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日